

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 4. 令和7年度定額減税補足給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 5. 令和7年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務
③システムの名称	1. 宛名管理システム 2. 給付金システム 3. 口座システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 情報連携システム 6. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 5. 令和7年度定額減税補足給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 6. 令和7年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 7. 公金受取口座ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課統計情報係
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課統計情報係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3150
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・定型化された電算一括処理など、できるだけリスクの少ない処理方法によって事務を実施し、職員が個々のマイナンバーを直接取り扱う場面を減らす。 ・マイナンバーを利用して行う電算処理(情報連携)では、マニュアルを活用するとともに、複数人の確認のもとに事務処理を行うことにより、定められた業務プロセスを正確かつ安定的に運用できる体制を構築している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	教育・啓発を通じ、特定個人情報を取り扱う上での責任を正しく認識するとともに、特に人為的ミスを防止することについて意識を高め、組織としてリスクを減らす事務処理方法を検討・実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 定額減税補足給付金の支給事務 2. 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金	事前	
令和7年1月27日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 宛名ファイル 2. 定額減税補足給付金ファイル 3. 物価高騰対応重点支援給付金ファイル 4. 公金受取口座ファイル	1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 5. 公金受取口座ファイル	事前	
令和7年6月16日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務 4. 令和7年度定額減税補足給付金の支給事務	事前	
令和7年6月16日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 5. 公金受取口座ファイル	1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 5. 令和7年度定額減税補足給付金ファイル 6. 公金受取口座ファイル	事前	
令和7年6月16日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年6月16日	II 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年6月16日	IV 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年6月16日	IV 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設項目)	・定型化された電算一括処理など、できるだけリスクの少ない処理方法によって事務を実施し、職員が個々のマイナンバーを直接取り扱う場面を減らす。 ・マイナンバーを利用して行う電算処理(情報連携)では、マニュアルを活用するとともに、複数人の確認のもとに事務処理を行うことにより、定められた業務プロセスを正確かつ安定的に運用できる体制を構築している。	事前	
令和7年6月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策	(新設項目)	9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年6月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策 当該対策 は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年6月16日	IV 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策 判断の根拠	(新設項目)	教育・啓発を通じ、特定個人情報を取り扱う上での責任を正しく認識するとともに、特に人為的ミスを防止することについて意識を高め、組織としてリスクを減らす事務処理方法を検討・実施している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務 4. 令和7年度定額減税補足給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 令和6年度定額減税補足給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 2. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金の支給事務(令和6年12月31日終了) 3. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 4. 令和7年度定額減税補足給付金の支給事務(令和7年12月31日終了) 5. 令和7年度住民税非課税世帯等給付金の支給事務	事前	
令和8年3月23日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 5. 令和7年度定額減税補足給付金ファイル 6. 公金受取口座ファイル	1. 宛名ファイル 2. 令和6年度定額減税補足給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 3. 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金ファイル(令和6年12月31日終了) 4. 令和6年度住民税非課税世帯等給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 5. 令和7年度定額減税補足給付金ファイル(令和7年12月31日終了) 6. 令和7年度住民税非課税世帯等給付金ファイル 7. 公金受取口座ファイル	事前	
令和8年3月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年1月1日	事前	
令和8年3月23日	II 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年1月1日	事前	
令和8年8月3日	II 5. 評価実施期間における 担当部署	総務部総務課給付金係	総務部総務課統計情報係	事後	
令和8年8月3日	II 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	総務部総務課給付金係	総務部総務課統計情報係	事後	